

お互いの「人権」を認め合い、大切にできる心を育てていくために。

# じんけんの風



## Contents.

- P1 12月4日～10日は「人権週間」です!
- P2 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」
- P3 障がい者を虐待から守りましょう!
- P5 私たちの暮らしと人権
- P6 「ピア・サポート活動」に取り組んでいます!
- P7 関係機関・グループ紹介
- P8 TO YOUR HEART
- P9 新着DVDの紹介!
- P10 わたしたちの人権講座

宮崎県  
人権啓発センター  
だより

Vol.17

# 12月4日～10日は「人権週間」です!

世界人権宣言は、基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界の全ての人々と全ての国々とは達成すべき共通の基準として、昭和23年（1948年）12月10日の第3回国連総会において採択され、本年で64周年を迎えます。

国際連合は、世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、関係機関等の協力を得て、「人権デー」を最終日とする1週間（12月4日～10日）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めるため、様々な啓発活動を行っています。

## 人権週間中の啓発活動

### その1 「人権ミニフェスティバル」

日時：平成24年12月2日（日）午前10時から午後3時30分まで

場所：イオンモール宮崎2階 イオンホール

- ・人権に関する人形劇
- ・バルーンアート
- ・人権啓発キャラクターとの記念撮影会  
人KENまもる君、人KENあゆみちゃん、ジンケンジャー
- ・人権パネル展・人権作品展
- ・人権啓発ビデオの上映
- ・「法務局なんでも相談所」の開設（要予約）  
※ 人権・なやみごと相談のほか、登記、戸籍、供託等に関する相談、宮崎公証役場による遺言及び任意後見制度等に関する相談です。  
なお、事前予約制となっていますので、相談を希望される方は宮崎地方法務局総務課（電話0985-22-5125）まで御連絡ください。



人権イメージキャラクター  
人KENまもる君 人KENあゆみちゃん

### その2 「人権週間」街頭啓発

日時：平成24年12月2日（日）午後1時から午後1時30分まで

場所：イオンモール宮崎1階セントラルコート周辺

人権啓発パンフレットや啓発グッズを配布します。

### その3 「人権に関する作品展」

子どもたちが人権について一生懸命考えて書いた（描いた）作文と図画・ポスターの優秀作品を展示します。

- 県立図書館1階ギャラリー  
日時：平成24年11月27日（火）  
～12月6日（木）（12月3日（月）は休館。）
- 県庁本館1階展示ロビー  
日時：平成24年12月3日（月）～12月7日（金）

# 12月10日から16日までは 北朝鮮人権侵害問題啓発週間です。

拉致問題など北朝鮮当局による人権侵害問題の一日も早い真相究明と全面解決のためには、一人ひとりがこの問題に対する認識を深めていくことが重要です。

県では、拉致問題に対する県民の皆さんの関心と認識をより深めていただくため、関係機関と協力し、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心として、さまざまな啓発活動等に取り組んでいます。

## <拉致問題に関するパネル展>

期間 平成24年11月27日(火)  
～12月7日(金)

会場 県立図書館1Fギャラリー  
(宮崎市船塚3の210の1)

※開催期間中、拉致問題に関するDVDを上映します。

## 拉致問題の解決には

「県民一人ひとりの声」が大きな力となります

政府が認定している拉致被害者(17人)のうち、原敎晁(はらただあき)さん(長崎県出身)は宮崎県内で拉致されています。

また、北朝鮮に拉致された疑いがある、いわゆる「特定失踪者」の県内関係者も4人おられるなど、本県も拉致の現場となっています。

拉致問題は、決してひとつごとではありません。

この機会に、拉致問題に対する認識を深めていただくとともに、拉致被害者の早期救出に向けて、県民の皆さんの温かいご支援とご協力をお願いします。

## 北朝鮮による日本人拉致問題啓発 DVD

### アニメ『めぐみ』



昭和52年、当時中学1年生だった横田めぐみさんが、学校からの帰宅途中に北朝鮮当局により拉致された事件を題材に、残された家族の苦悩や、懸命な救出活動の様を描いたドキュメンタリー・アニメです。

企画・制作：政府 拉致問題対策本部

### 『拉致 私たちは何故、気付かなかったのか!』



横田めぐみさんの母親・早紀江さんが思い続けてきたこと、心の叫びを、数々の映像資料や撮りおろしインタビューで構成しています。

製作：『拉致 私たちは何故、気付かなかったのか!』  
製作委員会(代表幹事：日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合)

(お問い合わせ)宮崎県総合政策部文化文教・国際課 TEL (0985)26-7029

# 障がい者を虐待から守りましょう!

～平成24年10月から障害者虐待防止法が施行されました～

障がい者への虐待は、障がい者に対する重大な権利侵害であり、絶対に許されるものではありません。

障がい者虐待は、

- ・どの家庭や施設、職場でも起こりうる身近な問題です。
- ・虐待している人に、虐待している認識がない場合があります。
- ・虐待を受けている人が、虐待だと認識できない、被害を訴えられない場合があります。

虐待を防ぐためには、県民一人ひとりが障がい者虐待に対する認識を深めることが大切です。

## 障害者虐待防止法とは?

障がい者に対する虐待の禁止、障がい者虐待の予防、早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援等を定めたものです。

## 対象となる「障がい者」は?

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他心身の機能の障がいがあり、障がいや社会的障壁により継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人とされています。障がいの程度や手帳の有無は問いません。

## 障がい者虐待とは?

○障害者虐待防止法では、次の3つに分類しています。

- ①養護者（障がい者の生活の世話などを行っている家族、親族、同居人）による虐待
- ②障がい者福祉施設従事者等（福祉施設やサービス事業所の職員など）による虐待
- ③使用者（障がい者を雇用している事業主、事業の経営担当者など）による虐待

○次のような行為が虐待になります。

- ①身体的虐待：暴行、正当な理由のない身体拘束など
- ②性的虐待：わいせつな行為の強要など
- ③心理的虐待：暴言、差別的な言動など
- ④放棄・放任（ネグレクト）：食事の世話をしない、長時間の放置など
- ⑤経済的虐待：本人の同意なしに財産や年金を使うなど

## 早期発見、早期対応のために通報を!

虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人は、速やかに通報しなければなりません。また、虐待を受けた障がい者本人が届け出ることもできます。

虐待の早期発見・早期対応のために、「もしかして、虐待では?」と疑問をもたれた時には、次頁の窓口にお知らせください。

## 【通報・届出先】

### 市町村障害者虐待防止センター

(養護者からの虐待・福祉施設従事者等からの虐待・使用者からの虐待の通報・届出)

窓口名称	電話番号 (日中)	電話番号 (夜間・休日)	FAX番号	メールアドレス
宮崎市障害福祉課	0985-21-1772	0985-25-2111	0985-21-1776	10syogai@city.miyazaki.miyazaki.jp
都城市障害者虐待防止センター	0986-26-0294	080-8394-0326	0986-26-0333	—
延岡市障がい福祉課	0982-22-7059	0982-34-2111	0982-21-0203	syougai@city.nobeoka.miyazaki.jp
日南市福祉課障がい福祉係	0987-31-1130	0987-31-1100	0987-31-0288	s-fukushi@city-nichinan.jp
小林市福祉課	0984-23-0111	0984-23-1111	0984-23-4934	k_fukushi@city.kobayashi.lg.jp
日向市福祉課	0982-52-2111	0982-52-2111	0982-53-4350	fukushi@hyugacity.jp
串間市福祉保健課	0987-72-0333	0987-72-1111	0987-72-0310	fukushi@city.kushima.lg.jp
西都市福祉事務所障害福祉係	0983-43-1206	0983-43-1111	0983-41-1678	syougai-fukushi@saito-city.jp
えびの市障害者虐待防止センター	0984-35-1111	0984-35-1111	0984-35-0401	fukushi@city.ebino.lg.jp
三股町福祉課社会福祉係	0986-52-1111	0986-52-1111	0986-52-0001	syafuk-k@town.mimata.miyazaki.jp
高原町町民福祉課	0984-42-1067	0984-42-2111	0984-42-4623	cyoumin@town.takaharu.lg.jp
国富町福祉課	0985-75-9403	0985-75-3111	0985-75-9400	fukusi@town.kunitomi.miyazaki.jp
綾町福祉保健課	0985-77-1114	0985-77-1111	0985-77-2094	y.morizono@town.aya.lg.jp
高鍋町健康福祉課	0983-26-2009	0983-26-2009	0983-23-6303	kenkoufukushi@town.takanabe.miyazaki.jp
新富町福祉課	0983-33-6382	0983-33-6382	0983-33-4862	shakaifukushi_g@town.shintomi.lg.jp
西米良村福祉健康課	0983-36-1114	0983-36-1111	0983-36-1540	sayaka-kurogi@vill.nishimera.lg.jp
木城町福祉保健課	0983-32-4733	0983-32-4725	0983-32-3440	—
川南町健康福祉課社会福祉係	0983-27-8007	0983-27-8007	0983-27-1767	*_syakai@town.kawaminami.miyazaki.jp
都農町福祉課	0983-25-5714	0983-25-5714	0983-21-2017	hukusi@town.tsuno.miyazaki.jp
門川町福祉課地域福祉係	0982-63-1140	0982-63-1140	0982-63-1356	uchida-yusuke@town.kadogawa.lg.jp
諸塚村住民福祉課	0982-65-1119	0982-65-1111	0982-65-0032	k.hirata@morotsuka.jp
椎葉村福祉保健課	0982-68-7512	0982-67-3111	0982-68-7511	shiiba-youhei@vill.shiiba.miyazaki.jp
美郷町健康福祉課	0982-66-3610	0982-66-3600	0982-68-2008	r-umahara@town.miyazaki-misato.lg.jp
高千穂町福祉保険課	0982-73-1202	0982-73-1200	0982-73-1235	fukushi@town-takachiho.jp
日之影町保健センター障害福祉係	0982-73-7521	0982-87-3939	0982-73-7543	shogai@town.hinokage.lg.jp
五ヶ瀬町住民福祉課	0982-82-1702	0982-82-1702	0982-82-1721	fukushi@town.gokase.lg.jp

### 宮崎県障がい者権利擁護センター (使用者からの虐待の通報・届出)

窓口名称	電話番号 (日中)	電話番号 (夜間・休日)	FAX番号	メールアドレス
宮崎県障がい者権利擁護センター (宮崎県 障害福祉課内)	0985-26-7670	0985-26-7670	0985-26-7340	shogaifukushi@pref.miyazaki.lg.jp

# 私たちの暮らしと人権 同和問題について考えましょう！

## 1 同和問題とは

被差別部落や同和地区などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいるということを理由に、様々な差別を受けることがあるという重大な社会問題です。

私たちの生きている社会は、民主主義社会であり、すべての人は生まれながらにして自由で平等です。しかし、「同和地区の人だから」という理由で交際や結婚に反対されたり、結婚しても親子の付き合いや親戚付き合いが断られることがあります。

また、同和地区出身だからという理由で就職に際し不利益な取り扱いを受けたりすることがあります。

最近では、インターネット上での差別書き込みや結婚・就職につながる身元調査などを背景とした戸籍等の不正取得事件も起こっています。

## 2 同和問題はなぜ今も残っているのでしょうか。

被差別部落や同和地区に対する偏見、差別意識が大きな原因ですが、その背景には、家柄や格式が尊重される風習、伝統や慣習に束縛された行動、昔ながらの迷信、前近代的な意識等、日本の社会、文化体制そのものが深く関わっているとされています。

また、同和問題について、「知らない、関心がない」、「寝た子を起こさない」と考えることによって、周りの人から伝えられた誤った情報や見方が、そのまま他の人に語り継がれていることも一因として考えられています。

## 3 同和問題の解決に必要なことは

同和問題の解決のために、国および地方公共団体、民間団体や企業などが様々な取り組みを行っています。ところが、いまだに「自分には関係がない。」、「そっとしとけばいいのに」といった考えを持っている人が一部にあり、なかなか私たち一人ひとりの課題となっておりません。ここに同和問題の解決を遅らせる大きな要因があるといえます。

同和問題を一日も早く解決するためには、この問題に関する正しい知識を身につけることが大切です。正しい知識がないと正しい判断ができず、偏見や差別を助長し、ときには加害者になってしまうことにもなりかねません。

私たち一人ひとりが同和問題を正しく理解し、身近にある人権問題を見直しながら、因習や偏見、世間体などに惑わされず、人間としてどう生きるべきか自覚し、自分自身のこととして、できることから実践していくことが求められています。

# 「ピア・サポート活動」に取り組んでいます!

宮崎県教育委員会では、社会的自立をむかえる高校生に、望ましい人間関係をつくるための知識と技能を身に付けさせ、人権を相互に尊重し、支え合いながら共に生きる家庭や地域社会の一員となることを目指して、「ピア・サポート活動」に取り組んでいます。

「ピア・サポート活動」とは、学校教育の一環として、教師の指導・援助の下に、同世代の子どもたちが互いに思いやり、助け合い、支え合う人間関係を育むために行う学習活動のことで、そのことがやがては思いやりのある学校風土の醸成につながることを目指しています。

平成24年度は以下の9校に「ピア・サポート活動実践校」をお願いしています。

- 1 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校
- 2 宮崎県立延岡星雲高等学校
- 3 宮崎県立日向高等学校
- 4 宮崎県立西都商業高等学校
- 5 宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校
- 6 宮崎県立都城農業高等学校
- 7 宮崎県立延岡商業高等学校
- 8 宮崎県立宮崎南高等学校
- 9 宮崎県立小林高等学校



## ピア・サポート研修会

高校生が、友だちの相談に応じたり、支援を行ったりするためには、コミュニケーション能力や対立等を解決するための技法を身に付けることが必要となります。

そのため、生徒を指導・支援する先生方を対象に、ピア・サポート活動に関する理論や実践方法の理解を深めるための研修会を7月31日（火）に開催しました。

この研修会には、19名の先生方が参加し、「ピア・サポート活動の効果を実感することができた」等の感想をいただきました。

※ コミュニケーション能力を高めるトレーニングに取り組む先生方



(お問い合わせ)宮崎県教育委員会 人権同和教育室 TEL (0985)26-7252

# 関係機関・グループ紹介

DV被害者支援グループ

## レディーススペースくすのき

配偶者やパートナーからの暴力を

DV（ドメスティック・バイオレンス）といいます。

**DVは、**犯罪となる行為をも含む重大な**人権侵害**です。

「あなたは、身近なひとからの暴力で悩んでいませんか？」

「あなたは、身近なひとの心や身体を傷つけていませんか？」

「あなたの周りに、暴力に苦しむ人はいませんか？」

『レディーススペースくすのき』は、  
DVのない社会づくりと、DV被害者サポートをめざす市民グループです。  
平成17年から、都城市を活動の拠点にしています。

- **出前講座**：少人数でも学びたいグループの所へ参ります。
- **電話相談**：毎週土曜日 14時から16時まで \*年末年始はお休みします。  
相談電話（0986）36-0740（女性ホットラインくすのき）
- **生活支援金貸付**：公的機関及びNPO法人ハートスペースMからの紹介のある方に、  
当座の生活資金を貸し付けています。
- **啓発活動**：映画会・講演会・イベント参加・大型商業施設店頭でのキャンペーン・その他
- **その他**：東日本大震災の被災者への支援（被災地のDV被害者支援NPO団体を通じて）
- **活動資金**：市民の会費・企業や団体からの寄付・映画鑑賞券の販売・バザー等

事務局：電話・FAX（0986）38-2471





# TO YOUR HEART



未来を担う子どもたちの願いや思いが込められた作品です。

平成24年度人権に関する作品 作文(小学生・3年生以下の部) 最優秀賞

## 「みんな同じ」

高鍋町立高鍋東小学校3年 <sup>なか</sup> 仲 <sup>もと</sup> 本 <sup>かさ</sup> 愛さん

「がんばれ、あと少し。」

とわたしはおうえんをしました。まちにまった、アゲハチョウのたん生です。数日前にお母さんが、庭にアゲハチョウのさなぎがあることを教えてくれました。その日から、ずっとわたしは、早くきれいなチョウが出てこないかなとわくわくしながらまっていたのです。

とうとうその日がやってきました。わたしは、さなぎの様子をじっと見まもりました。やっと、チョウの羽が見えはじめました。その羽は、まるでほう石のようにキラキラとしていました。

でも、何だかチョウの様子がへんなのです。羽がうまく開かないようです。わたしは、心ばいで心ばいでむねがドキドキしてきました。「けがをしたのかな。」わたしは、手だすけをしたくなりました。けれど、チョウは、自分の持っている力で、今せいっぱいがんばっていると思い、心の中で「できるよ。やれるよ。」とはげました。

次の日、やっぱりチョウは、同じ所にとまったまま、羽を広げようとしてもむりのようです。わたしは、かなしくなってきました。なみだも出てきました。

その時、わたしの目の前で、一生けんめいチョウがとぼうとします。ちぢこまった羽をパタパタと動かしてとぼうとしています。そのすがたは、いつもわたしが見るアゲハチョウとかわらないきれいなすがたでした。高くはとべないけれど、庭にさいている花の方へとゆっくりとんでいきました。わたしは、そっと

「やったね、チョウチョさん。」

と声をかけました。すると、心の中が、ほわっとあたたかくなってきました。

このことで、わたしは、二つのことをかんじました。一つめは、見た目がちがったり、できないことがあっても、チョウはチョウ、人間は人間、みんな同じだということです。二つめは、その人にしかできないことを一生けんめいやっているすがたは、みんなにゆう気をあたえてくれるということです。

「どこがちがうっていうのかな。」もしも、自分とちがう人のことをへんに思う人がいたら、その考えがまちがっているとわたしは思います。

チョウチョさん、すてきなすがたをありがとう。

## 2013年「人権啓発カレンダー」が完成しました!

今年度、県内の小・中・高校生を対象に募集した「人権に関する作品」の図画・ポスター部門で、優秀作品に選ばれた中から6作品を掲載したカレンダーです。

人権について一生懸命考えて描いた作品から、

「思いやりの心を大切にしたい」

「いじめや差別をしてはいけない」という、

身近で、大切なメッセージが伝わってきます。

宮崎県人権啓発センターで無料で配布しています。



大きさはB3サイズ。事務所やご自宅の居間にピッタリです。

(お問い合わせ) 宮崎県人権啓発推進協議会 (事務局: 宮崎県総合政策部人権同和対策課)

TEL (0985) 32-4469 FAX (0985) 32-4454

# 新着DVDの紹介!

※新しい作品が人権啓発センターに届きました。職場研修や学校の授業などに、ご利用ください!



①「クリームパン」  
【2010年制作 時間36分 DVD】

子どもへの虐待や若者の自殺など社会問題になっている事件を通して、社会や地域の中で孤立している人々に対する正しい理解を訴えます。今一度、「いのち」について自分の問題として考えていただける作品です。



④「マザーズハンド お母さんの仕事」  
【2011年制作 時間19分 DVD】

ある家庭の姿を描くことによって、身近にある偏見や差別に目を向け、人権への理解を深めます。だれもが幸福に生きていく権利を持っていることを訴える作品です。



②「探梅 春、遠からじ」  
【2010年制作 時間40分 DVD】

この映画では、北九州市が展開する『いのちをつなぐネットワーク』を取り上げながら、「包み込む社会」に焦点を当ててみました。人と人のつながりや助け合いの根底となる人権尊重について考える作品です。



⑤「部落の心を伝えたい第16巻  
ドラゴン流“人権とダンス”」  
【2011年制作 時間30分 DVD】

年齢・性別・障がいの有無を問わない150人がFDF(Fighting Dragon Family)のメンバー。ダンスで育む「人のつながり」「心の癒し」発信パワー全開。喜怒哀楽の素直な発露がダンスに結実。「プライドとリスペクト」が人間解放の要諦と語るドラゴン先生の奮闘の日々を紹介する作品です。



③「桃香の自由帳」  
【2011年制作 時間36分 DVD】

このドラマは、劇的な事件は描かず、どの地域でも起こりうる出来事に光を当てています。日常の何気ない言動を振り返ることで、現代を生きる私たちが見失いつつある、人と人が寄り添い、共に生きる温かな世界とは何かについて語りかける作品です。



⑥「ネットと上手につき合おう!  
ケータイトラブルから身を守る」  
【2011年制作 時間23分 DVD】

ネットに詳しい唸家の柳家三之助さんの軽妙な語りとケータイ世代の中学生とのやり取りを通じ、ネットのトラブルを防ぎ、インターネットを有効に活用していくためのヒントを提供する作品です。

## その他のDVD作品

作品名	分野	制作年	時間
虹のきずな	人権全般	2012	31分
老いを生きる 今日も何処かで高齢者のサインが!	高齢者の人権	2006	35分
モップと箒 大阪発の障がい者雇用(教材版)	障がいのある人の人権	2011	30分
サラリーマンライフ ろう者と聴者が共に働く職場づくり	障がいのある人の人権	2008	58分
聴覚障害者の理解のために(手話編)(福祉編)(生活編)	障がいのある人の人権	1998	90分
ハンセン病を正しく理解するために「ハンセン病ドキュメンタリー映像」「語り部証言集」	ハンセン病	2005	186分
国立ハンセン病資料館語り部活動 平沢保治さん講演 小学生中学年編(33分) 高学年編(36分) 中学生編(30分)	ハンセン病	2010	
今、私たちができること ハンセン病を正しく理解するために	ハンセン病	2007	14分
それぞれの立場それぞれのきもち 職場のダイバーシティと人権	その他	2011	28分
職場の日常から考えるパワーハラスメント	その他	2012	28分
内定者からの手紙 公正な採用選考のために	企業と人権	2009	26分

# (県民人権講座) わたしたちの人権講座

宮崎県人権啓発センターでは、研修視察に来られた方々を対象に「わたしたちの人権講座」を開いています。人権講座では、ビデオや資料を使いながら、「人権」について楽しく学ぶことができます。多くの皆様が当センターを訪れ、受講されています。

2月15日

「都農町婦人学級」の皆さん



6月13日

「西都市三財高齢者学級」の皆さん



7月17日

「都城市立西中学校家庭教育学級」の皆さん



8月8日

「都城市立高城中学校家庭教育学級」の皆さん



皆さんの声!

「楽しみながら人権について学ぶことができた!」

「日頃の言葉の大切さを、改めて考えることができた!受け取ってうれしい言葉を、相手にも届けることができるように、心をこめた言葉を使いたい!」

「『親愛なるあなたへ』というビデオがとてもよかったです!感動しました!」

「もう一度、我が子への接し方を考えていきたい!と思います!」

※ 「わたしたちの人権講座(県民人権講座)」の申込は、随時受け付けています。場所は当センター内の研修室、定員は1回あたり20名位までです。時間は概ね60分程度ですが、内容により調整します。研修内容、その他の相談にも応じます。

詳しくは、宮崎県人権啓発センターTEL0985-32-4469まで、お問い合わせください。

## 宮崎県人権啓発センターのご案内

- ① **研修会の実施**  
・人権啓発指導者研修 ・地域人権セミナー  
・企業人権セミナーなど
- ② **研修会への講師の紹介及び派遣**  
・企業や民間団体等の研修会への職員派遣、外部講師の紹介
- ③ **人権に関する作品募集**  
・小、中、高校生から人権に関する作文や図画・ポスターを募集
- ④ **人権啓発情報誌及び資料の作成**  
・「じんけんの風」やパンフレット、啓発資料等の作成
- ⑤ **マスメディアによる啓発**  
・人権啓発映画のテレビ放映や人権啓発CMの放送、新聞などによる広報
- ⑥ **夏休みふれあい映画祭の開催**  
・夏休み期間中に、親子で楽しめる人権啓発映画の映写会を開催
- ⑦ **ホームページでの情報提供**  
・研修やイベント、センターの事業内容などを紹介
- ⑧ **人権啓発ビデオ等の貸出**  
・ビデオ・DVDや図書、機材等の無料貸出
- ⑨ **人権に関する相談**  
・人権啓発専門員が人権問題についての相談に応じます。人権相談専用電話 (0985)26-0238
- ⑩ **わたしたちの人権講座(県民人権講座)の開催**  
・研修視察等、随時、受付を行っています。
- ⑪ **団体情報登録制度**  
・県内の人権啓発に関する活動や人権問題に取り組んでいる民間団体やグループを対象とした団体に関する情報の登録制度です。  
**団体情報登録のメリット**  
・研修室、メールボックスなどセンターの施設の利用  
・ホームページなどでの活動紹介  
・各種啓発事業や研修会等の案内や情報誌「じんけんの風」や啓発資料の配付など、情報の随時提供  
・交流会の開催など、団体相互の交流の支援  
**登録の方法**  
・所定の登録申込書に必要事項をご記入の上、活動内容のわかる資料を添付して、センターにご提出ください。

## ■図書・ビデオ等の貸出について

貸出の際には、あらかじめ貸出利用登録をお願いします。  
登録の手続きについては、センターにお尋ねください。

### ◆貸出冊数及び貸出期間

- ① 図書 貸出冊数：3冊以内 貸出期間：14日以内
- ② ビデオ 貸出本数：3本以内 貸出期間：14日以内
- ③ 機材 貸出期間：14日以内

(機材…16mmフィルム映写機、ビデオデッキ、プロジェクター、スクリーン)

### ◆ビデオについて

ライブラリー所蔵のビデオの種類・内容については、「宮崎県人権ホームページ」に掲載していますので、ご参照ください。また、在庫確認のため、貸出申込みの前に、当センターへお電話くださるようお願いいたします。



## 編集後記

今回の「じんけんの風」いかがでしたか？

「TO YOUR HEART」では、県内の小中学校、高校、特別支援学校の児童・生徒の皆さんから1万5千点を超える応募をいただいた「人権に関する作品」の中から、「作文の部」の優秀作品1点を紹介しました。

若い皆さんが「人権」というテーマにしっかりと向き合っていただき、一生懸命に書き描いた作品に、本当に感動しました。

「図画・ポスターの部」も含め、優秀作品については、今後、人権ホームページなどでも紹介しますので、ぜひ、じっくりとご覧いただきたいと思います。

(小)



### 宮崎県人権啓発センター

宮崎市橋通東2-10-1 県庁8号館6階(宮崎県人権同和对策課内)  
TEL.(0985)32-4469 FAX.(0985)32-4454

◎情報・ご意見などをお待ちしています。 <http://www.m-jinken.jp/>